

豚熱診断用蛍光抗体

令和2年2月5日（告示第231号）一部改正

動生剤基準の豚熱診断用蛍光抗体の 3.5.3、3.5.4 及び 3.5.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。